

主な論点

- 適用業務について、未適用事業の情報を適切に把握した上で、効果的な加入勧奨を行っているか。

(参考) 未手続事業数 (推計) 約 12 万事業
行政が把握している未手続事業数 約 10 万 8 千事業
加入勧奨件数 延べ約 12 万 6 千事業

- 徴収業務について、未納事業場に対する対応は適切に行われているか。

(参考) 収納率 97%
納付督促件数 約 59 万件
滞納処分 (差押等件数) 約 2 万件

- 適用徴収業務について、民間委託化や非常勤化を更に進めることができなにか。

(参考) 年度更新申告書の発送業務の外部委託 0.8 億円
年度更新説明会の設営業務の外部委託 0.5 億円

(次ページに続く)

<適用業務>

- 現在の未手続事業の状況はどうなっているのか。また、それらに対してどのように対応しているのか。

(参考) 未手続事業の状況

- ・年間新規成立件数；約 23 万件、年間廃止件数：約 23 万 9 千件
- ・事業所・企業統計調査 (H18) と労働保険適用事業場数 (H21) との比較に基づく未手続事業数 (推計)：約 12 万事業
- ・行政が把握している未手続事業数：約 10 万 8 千事業

- 具体的な未手続事業の把握は適切に行っているか。さらなる工夫の余地はないか。

(参考) 未手続事業の把握の手法

- ・ 行政機関間の連携などによる未手続事業の把握
- ・ 委託事業 (後述) も活用して加入勧奨を実施
労働保険事務組合 (商工会、事業協同組合等) を通じて未手続事業に係る情報を収集し、名簿として整理

- 未手続事業場の把握については、事業場の情報を共有するなど、厚生労働省関係部署や関係行政機関 (法務局、市役所など) 等と十分な連携が行われているのか。

(参考) 連携先の例、効果

○行政機関間の連携などにより未手続事業を把握している。

(主な例)

- ・ 労働保険の適用データと厚生年金の適用データの突合により「未手続事業リスト」を作成 (約 18 万件*)。
※単純なデータの突合によるものであり、これを各労働局において精査するもの。
- ・ 労働部門の他部局において、労働基準監督署の監督時や、各種助成金の申請時等に得られた未手続事業の情報を活用 (1, 919 件)。
- ・ 国土交通省と、タクシーやトラック業の許認可・監査時の情報を用いて連携 (601 件)。
- ・ 法務局に提出されている法人登記申請書、商業登記申請書等を閲覧。

○今年度より、介護事業、クリーニング業や理美容、飲食等の事業について、地方自治体との連携を実施。

(次ページに続く)

○ 未手続事業に対する加入勧奨は適切に行われているか。

① 未手続事業への加入勧奨は業務委託方式を採っているが、その活動は適切か。また、未手続事業の解消に十分に役立っているのか。

② 労働局が直接行う加入勧奨は適切に行われているか。

(参考) 委託方法、委託内容

・委託方法：企画競争

・委託内容：未手続事業場の情報収集：労働保険事務組合（商工会、事業協同組合等）などを通じて未手続事業に係る情報を収集し、名簿として整理

加入勧奨活動：加入勧奨推進員を配置し、戸別訪問による加入勧奨活動を実施

(※1回当たり調査説明費1,200円、保険関係が成立した場合成功報酬として1件4,000円)(H22予算)

・実績：加入勧奨実施件数：延べ約12万6千件（うち委託分：延べ約6万5千件）

加入勧奨による成立件数：約4万4千件（うち委託分：約3万1千件）

<年度更新>

○ 「年度更新手続き」などの労働保険の事務手続は、効率的かつ効果的に行われているか。年度更新業務でさらに民間委託をできる部分はないか。

(参考) 年度更新に要する経費

(平成22年度予算)

○非常勤職員の配置	4.2億円
○事業主説明会（設営業務外部委託経費含む。）の開催	2.7億円
○広報（パンフレット等）の実施	0.7億円

○ 年度更新手続をしない事業場について、適切に対応しているか。

(参考) 年度更新申告書の未提出事業場に対し、提出を督促

なお未提出の事業場に対して、算定基礎調査を行い保険料額を職権で決定

<徴収業務>

○ 徴収事務については、厚生労働省、都道府県労働局、監督署等の事務分担の見直しや、他制度や税徴収との関係を整理した上での集約化などにより、民間委託を含めたより効率的な業務実施体制とすることは可能か。

(次ページに続く)

- 未納付事業場に対して、督促状の発行や継続的な事業場訪問等による督促など、適切に対応しているか。また、必要な算定基礎調査や滞納処分を行っているか。

(参考) 実施件数

督促状発行	約 31 万件
納付督促	約 59 万件
算定基礎調査件数	約 4 万 8 千件
滞納処分	約 2 万件

- 日本年金機構の年金事務所と適切な連携が図られているか。「社会保険・労働保険徴収事務センター」を設置しているが活用されているか。

(参考) 社会保険・労働保険徴収事務センターの利用状況

	平成 2 0 年度	平成 2 1 年度 ※日本年金機構設立後も含む。
(各種届出の一括受付)		
年度更新申告書の 受付件数	1, 546 件	1, 415 件
雇用保険の資格 取得届・喪失届	10, 693 件	6, 461 件
(事業主に対する説明会、算定基礎調査の共同実施)		
算定基礎調査	1, 559 事業場	963 事業場
(その他)		
納付督促	16, 181 件	13, 707 件
滞納処分件数・額 ※平成 21 年 12 月までは 社会保険事務所職員が 単独で実施。	191 件、7 億 7990 万円	116 件、6, 929 万円

<労働保険事務組合>

- 事務手続き代行などを行っている労働保険事務組合は適切に業務を行っているか。労働保険事務組合に対する必要な指導は行っているか。

(参考) 事務組合の制度、実績

事務組合数：10,288 事務組合

委託事業数：約 131 万事業（全適用事業総数の約 44.4%）

うち 5人未満事業数：約 90 万事業

事務組合からの保険料納付総額：約 3,201 億円（平成 21 年度実績）

1 事務組合当たり平均取扱保険料額：約 3,100 万円

収納率：98.5%（個別事業主分：96.8%）

- 労働保険事務組合に対する報奨金は適切か。

(参考) 報奨金の状況

全適用事業数	約 295 万事業	うち労働保険事務組合の委託事業場	約 131 万事業 (44.4%)
--------	-----------	------------------	-------------------

全収納額	約 2 兆 6012 億円	うち労働保険事務組合の収納額	約 3201 億円 (12.3%)
------	---------------	----------------	-------------------

適用徴収業務の予算額	約 300 億円	うち報奨金	123 億円 (41%)
------------	----------	-------	--------------

※ 1 事務組合当たり平均（報奨金）額：約 120 万円